

## 山口県国民保護計画（案）の概要

「山口県国民保護計画」は、国民保護法に基づき県が作成するものであり、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や平時に大規模なテロ等が発生した場合に、県民を安全に避難させ救援するしくみや、武力攻撃災害への対処などを定めるものである。

### 第1編 総論

#### 県の責務、国民保護措置に関する基本方針等

##### 1 県の責務

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国の基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### 2 県国民保護計画の性格

この計画は、県内において、主に県、市町村、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、また、市町村国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準を示すものである。

なお、この計画で定める国民保護措置を円滑に実施するために運用上必要となる事項については、別途定めるものとする。

##### 3 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

基本的人権の尊重

国民の権利利益の迅速な救済

国民に対する適時・適切な情報提供

関係機関相互の連携協力の確保

国民の協力

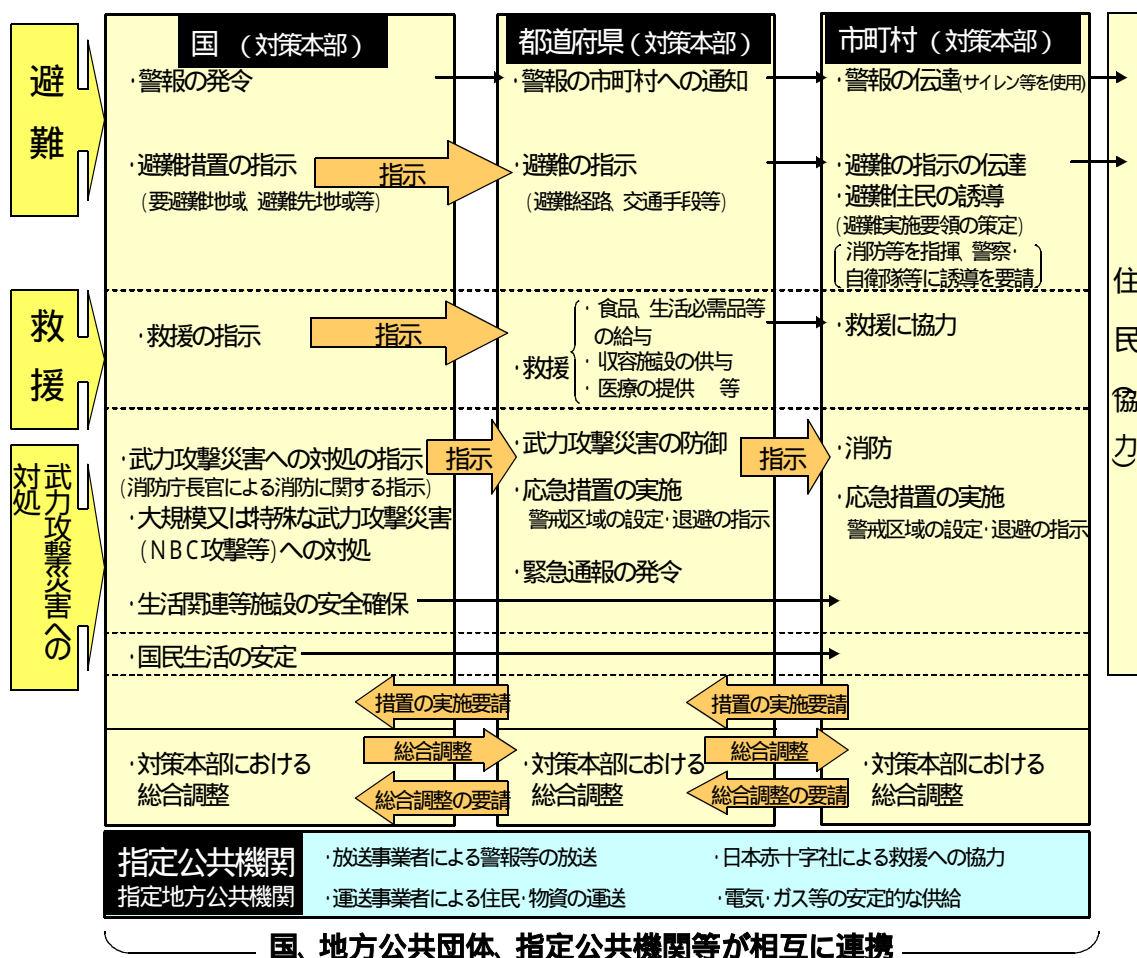
指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

本県の地域特性への配慮

#### 4 国民保護措置のしくみ



#### 5 国民保護に及ぼす本県の地域特性

本県の主な地域特性として、 有人離島が多いこと、 自衛隊基地・在日米軍基地が存在すること、 臨海部に石油コンビナートが存在することの3点が挙げられ、これらについて、住民の避難誘導等の措置を講ずる上で特に考慮する必要がある。

#### 6 対象とする事態

##### (1) 武力攻撃事態

着上陸侵攻	ゲリラや特殊部隊による攻撃	弾道ミサイル攻撃	航空攻撃
-------	---------------	----------	------

NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）の特徴等も併せて記載。

##### (2) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為（大規模テロ等）が

発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・石油コンビナート等の爆破 ・ダム破壊 等
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 等
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・生物剤（炭疽菌等）、化学剤（サリン等）の大量散布 等
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 等

## 第2編 平素からの備えや予防

県の組織体制、関係機関との連携体制等

### 1 県における組織・体制の整備

< 県の体制及び職員の参集基準等 >

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 【事態レベルに応じた県の体制、参集職員】

事態レベル	体制	参集職員
	担当課による情報収集体制	危機管理室職員
	緊急事態連絡室設置	知事、副知事、出納長、総合政策局長、総務部長、警察本部長、その他知事が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、危機管理室職員
	国民保護対策本部設置	全ての県職員

#### 【事態レベルの判断基準】

事態等の認定	事態レベルの判断基準	事態レベル（体制）
武力攻撃事態等の認定がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	（情報収集体制）
	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	（緊急事態連絡室）
武力攻撃事態等の認定があった段階	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知がない場合	（緊急事態連絡室）
	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	（国民保護対策本部）

緊急事態連絡室の設置は、知事が行う。

国民保護対策本部は、国からの指定の通知に基づき設置する。

県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

## 2 関係機関との連携体制の整備

### (1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

## 3 通信の確保、情報収集・提供等の体制整備、研修及び訓練

通信の確保	・ 非常通信体制の整備（関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携） ・ 情報伝達ルートが多ルート化、非常用電源の確保 等
情報収集・提供等の体制整備	・ 防災における体制を踏まえた体制整備、関係機関における情報の共有 ・ 警報等の通知・伝達に係る通報体制の確立 等
研修及び訓練	・ 職員等に対する研修機会の確保 ・ 国民保護計画の実効性を高めるため、関係機関との共同による訓練を実施（防災訓練との有機的連携） 等

## 4 避難及び救援に関する平時からの備え

避難	避難施設の指定、輸送力・輸送施設の把握、避難実施要領のパターン作成 等
救援	収容施設の候補地、備蓄物資、調達可能物資リスト作成等

## 5 その他

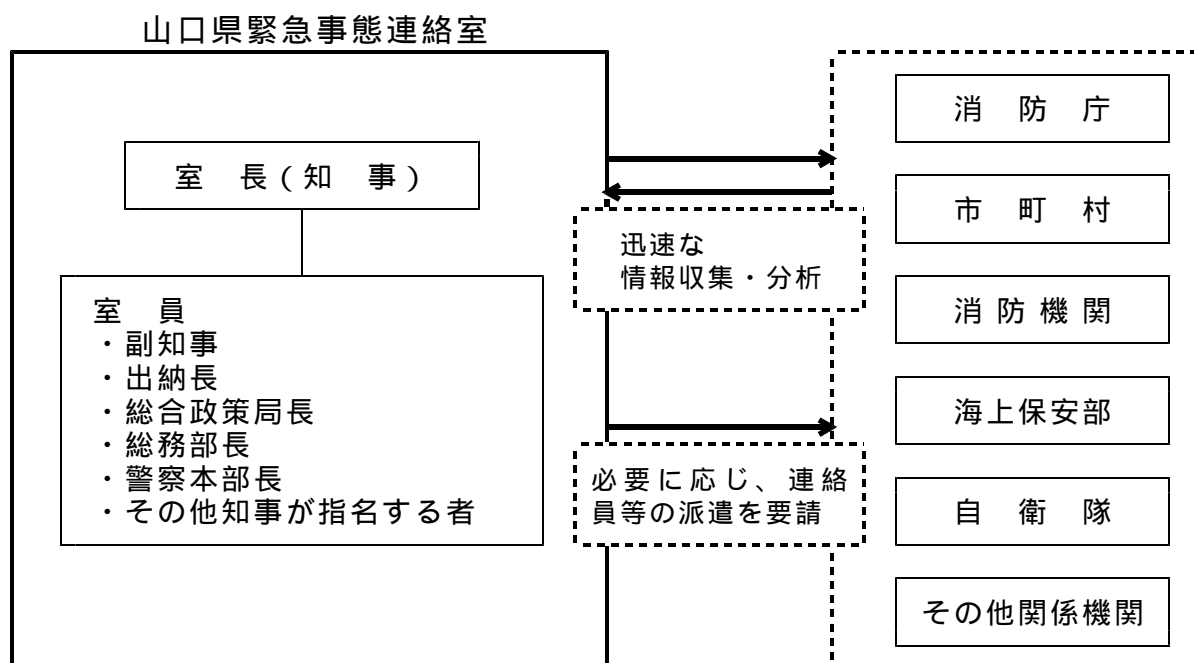
武力攻撃災害への対処	生活関連等施設の把握 等
物資及び資材の備蓄整備	防災のための備蓄の活用、調達体制の整備 等
啓発	広報媒体の活用、研修会、講演、自主防災組織や消防団を通じた啓発 等

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

対策本部の設置、警報及び避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等

### 1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

国における武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、さらには、武力攻撃事態等の認定は行われたものの、本県に対して国民保護対策本部設置についての指定の通知がない場合においても、状況に応じて、県は、「山口県緊急事態連絡室」を設置し、国からの情報収集や市町村および関係機関と相互に連携協力することにより、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。



### 2 山口県国民保護対策本部の設置

武力攻撃事態等において、国から、本県に対し、県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに「山口県国民保護対策本部」を設置し、県内における国民保護措置の総合的な推進を図る。

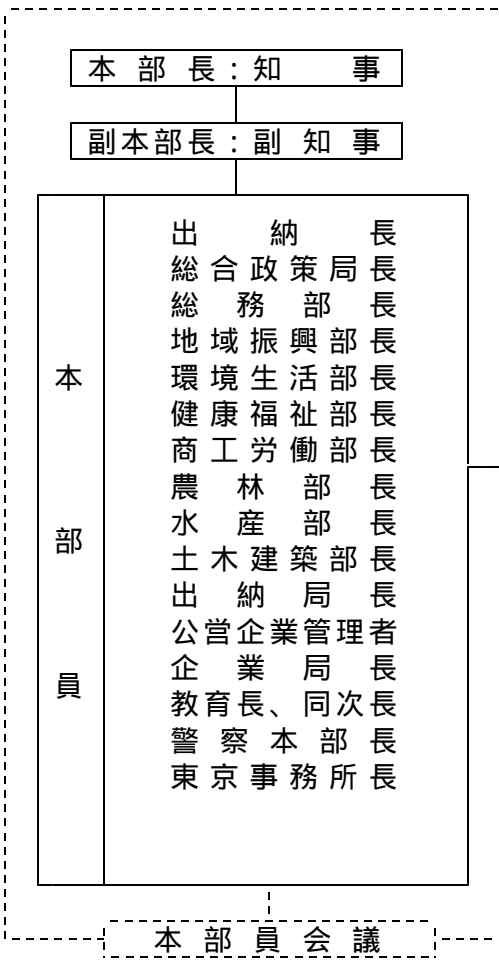
#### 【山口県国民保護対策本部の組織】

山口県国民保護対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及び各対策部をもって構成する。（知事が必要と認めるときは、「山口県国民保護対策地方本部」を設置）

また、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部や関係機関との連絡調整をきめ細かく行う必要がある場合など、知事が必要と認めるときは、「山口県国民保護現地対策本部」を設置する。

【組織体制】

山口県国民保護対策本部



事務局	事務局長(危機管理室長) 事務局員 ・危機管理室職員 ・消防防災課職員 ・広報広聴課職員
-----	--

< 対策部 >	< 対応組織 >
総合調整部	総合政策局 措置の総合調整、情報のとりまとめ、広報など
総合支援部	総務部 事務局の支援、消防本部と連絡調整など
地域対策部	地域振興部 県内の外国人への情報提供、システムの保全など
環境生活対策部	環境生活部 県民活動支援、被災地等における食品衛生など
救援対策部	健康福祉部 救援活動、医療機関・社会福祉施設との調整など
商工労働対策部	商工労働部 運送の確保、県内の観光客への情報提供など
農林対策部	農林部 災害用主食の調達、家畜の管理・防疫など
水産対策部	水産部 災害用鮮魚類及び冷凍食品の確保など
土木建築対策部	土木建築部 避難経路の確保、ダム・港湾等施設の保安など
経理部	出納局 必要物資(食料、医薬品等を除く)の調達など
電気工水対策部	企業局 発電施設及び工業用水道施設の保安対策など
文教対策部	教育庁 児童生徒の保護、文化財の保護など
	県警察本部 避難の誘導、交通規制、被災地域の犯罪予防など
	東京連絡部 東京事務所 政府、中央省庁等からの情報収集など

山口県国民保護対策地方本部

地方本部名	地方本部長
岩国国民保護対策地方本部	岩国県民局長
柳井	柳井
周南	周南
防府	防府県税事務所長
山口	山口
宇部	宇部県民局長
下関	下関
長門	長門土木建築事務所長
萩	萩県民局長

山口県国民保護現地対策本部	
現地 本部長	副本部長、本部員のうち から本部長(知事)が指名
現地 本部員	現地対策本部設置の際に 本部長(知事)が指名
避難住民の規模等を勘案し、現地において、重点的な措置を講ずる必要がある場合	

該当する  
地方本部  
組織を  
吸収

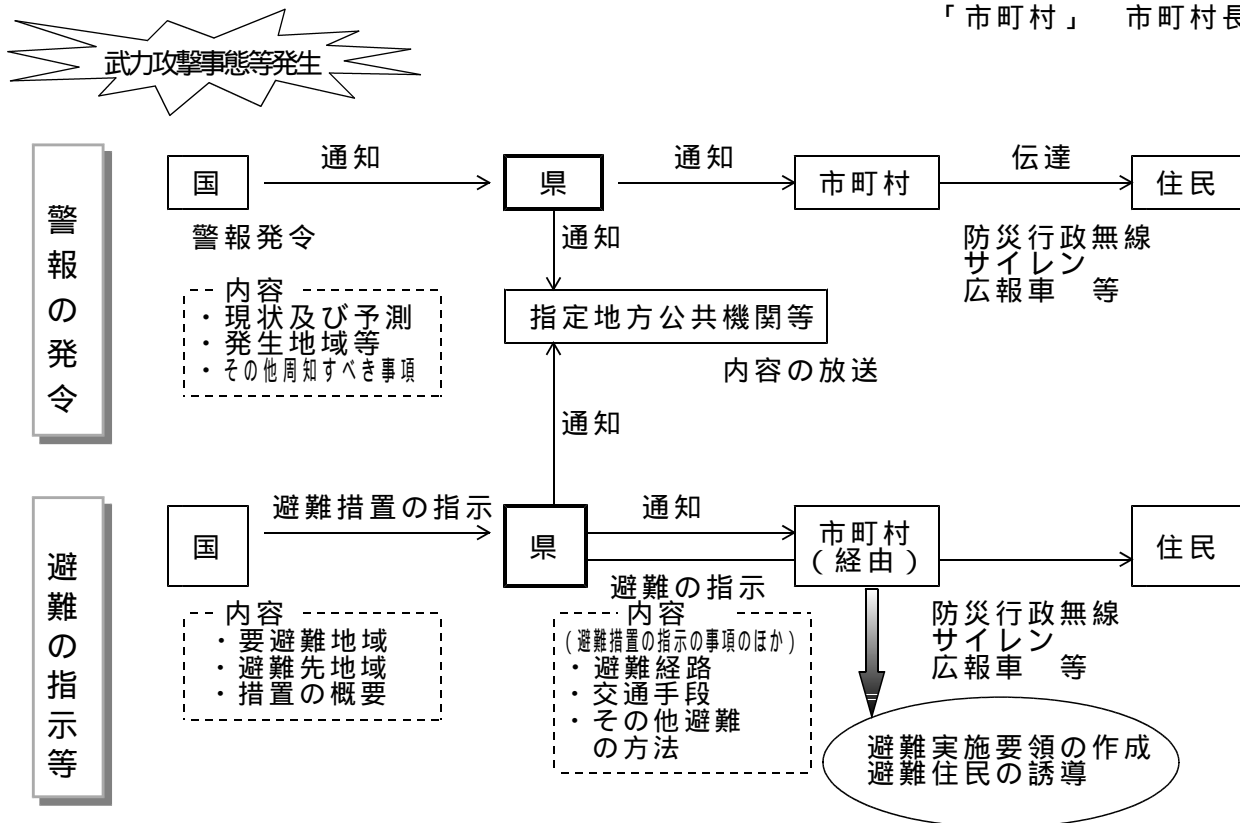
現地本部長の指示に基づき、  
現地の判断で重点的に対策を実施

本部長(知事)の指示に基づき本部員会議に  
おいて決定された対策を実施

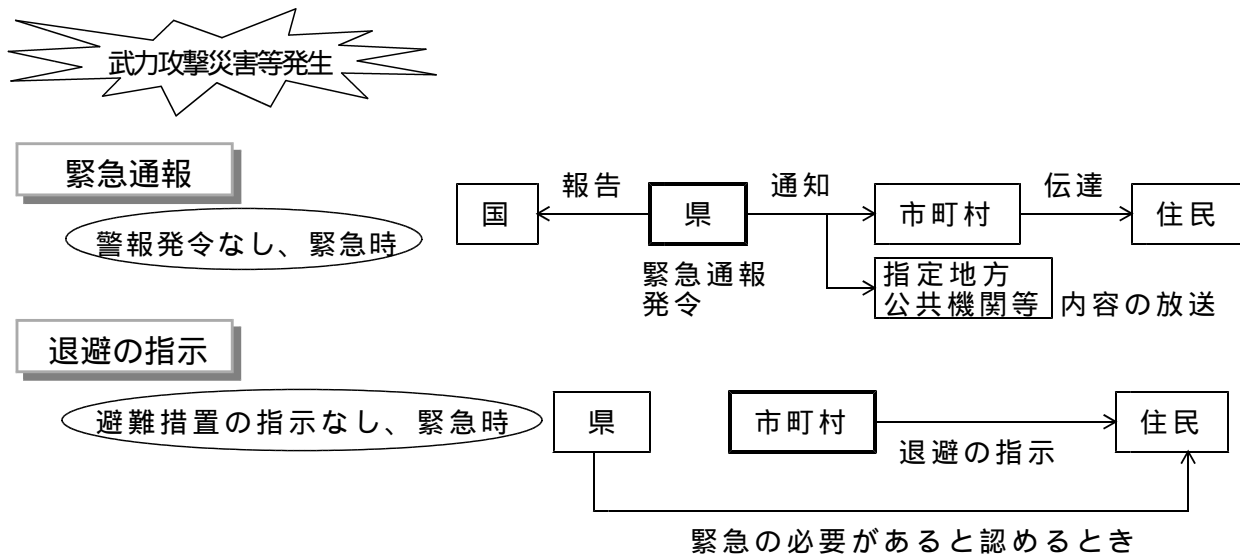
### 3 警報及び避難の指示等

#### (1) 警報及び避難の措置のフロー

「国」 対策本部長  
 「県」 知事  
 「市町村」 市町村長



国の警報、避難措置の指示がない段階では、以下のとおり



## ( 2 ) 本県の地域特性に応じた避難の方法

### 離島の全住民の本土への避難(着上陸侵攻等、要避難地域が広範囲に及ぶ場合)

- ・本土への避難は、離島航路の利用を基本とするが、  
人口、離島航路の旅客定員及び本土までの所要時間を踏まえ、離島ごとの避難の難易性について検討したところ、  
離島航路のみで対応が可能と考えられるものが情島(周防大島町)など15島  
離島航路のみでは対応がやや遅れるものが端島・柱島・黒島(岩国市)、平郡島(柳井市)、大島(萩市)の5島  
離島航路のみでは対応が遅れるものが見島(萩市)1島  
と考えられる。
- ・離島航路のみでは、迅速な対応が難しい 及び の6島については、次により運送を確保する。
  - ア 県所有船舶の活用
  - イ 海上保安庁及び自衛隊に船舶(状況によりヘリコプター)による運送を依頼
  - ウ 他の離島の旅客航路事業者に運送を依頼
  - エ 国の支援を得て、民間の旅客航路事業者に運送を依頼
- ・本土到着後は、借上げ車両等により避難施設まで移動

### 自衛隊施設、米軍施設の周辺地域における避難

- ・施設が防衛活動の拠点となる等の特性があることから、侵害排除活動との輻輳を避けるため、県及び関係市町村は、国と連携を密にし、避難施設、避難経路及び運送手段を確保する。
- ・自衛隊基地の周辺地域における避難については、各基地の連絡窓口を通じ、避難経路の確保等に必要な情報の収集等を行う。
- ・知事は、米軍施設周辺の住民及び米軍基地内の日本人従業員の避難が必要となる場合には、関係省庁をはじめ、米軍基地及び地元岩国市と緊密な連携を図り、住民の避難に関する措置を実施する。
- ・知事は、自衛隊や米軍の施設等で、武力攻撃災害等が発生した場合等において、緊急の必要があるときは、周辺の住民に対する退避の指示、警戒区域の設定等を行う。
- ・知事は、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合するため、国の対策本部長が利用指針を策定する場合、必要に応じて関係市町村の意見を聴きつつ、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について意見を述べる。

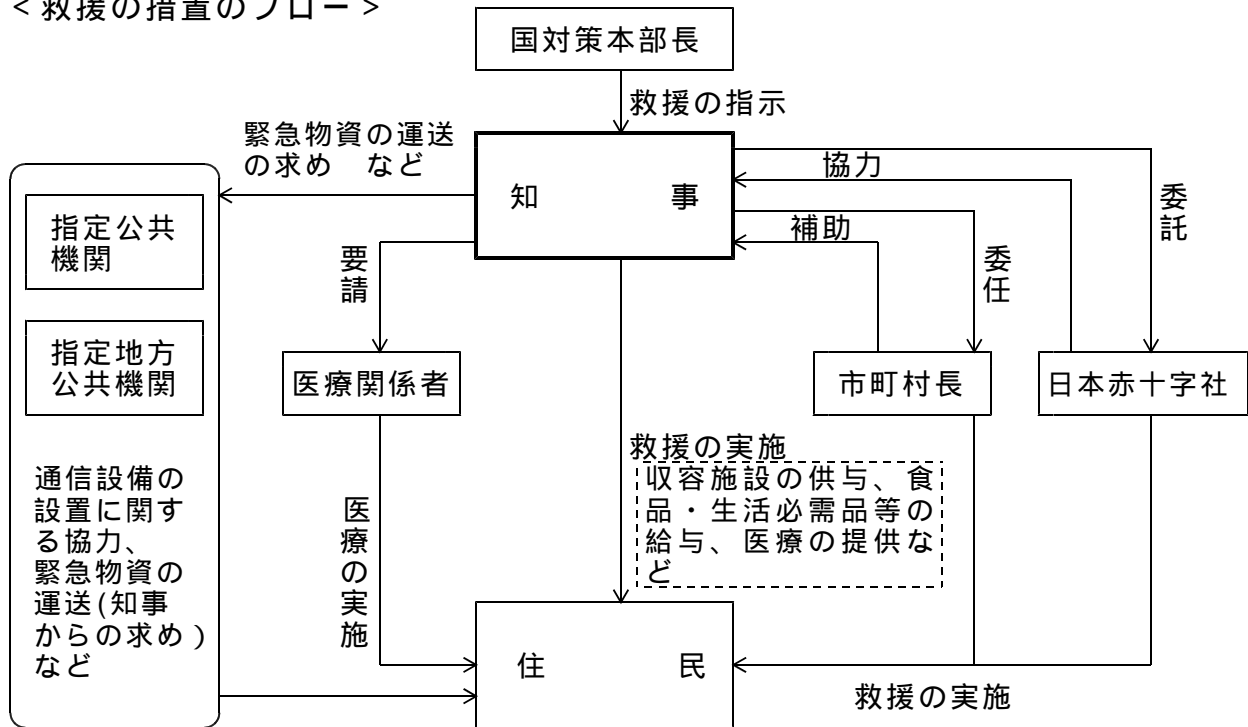
### 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害が発生又は発生のおそれがある場合の周辺住民等の避難

- ・石油コンビナート等特別防災区域内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係市町村長による避難の指示又は勧告により避難
- ・国から避難措置の指示があった場合は、知事による避難の指示により避難

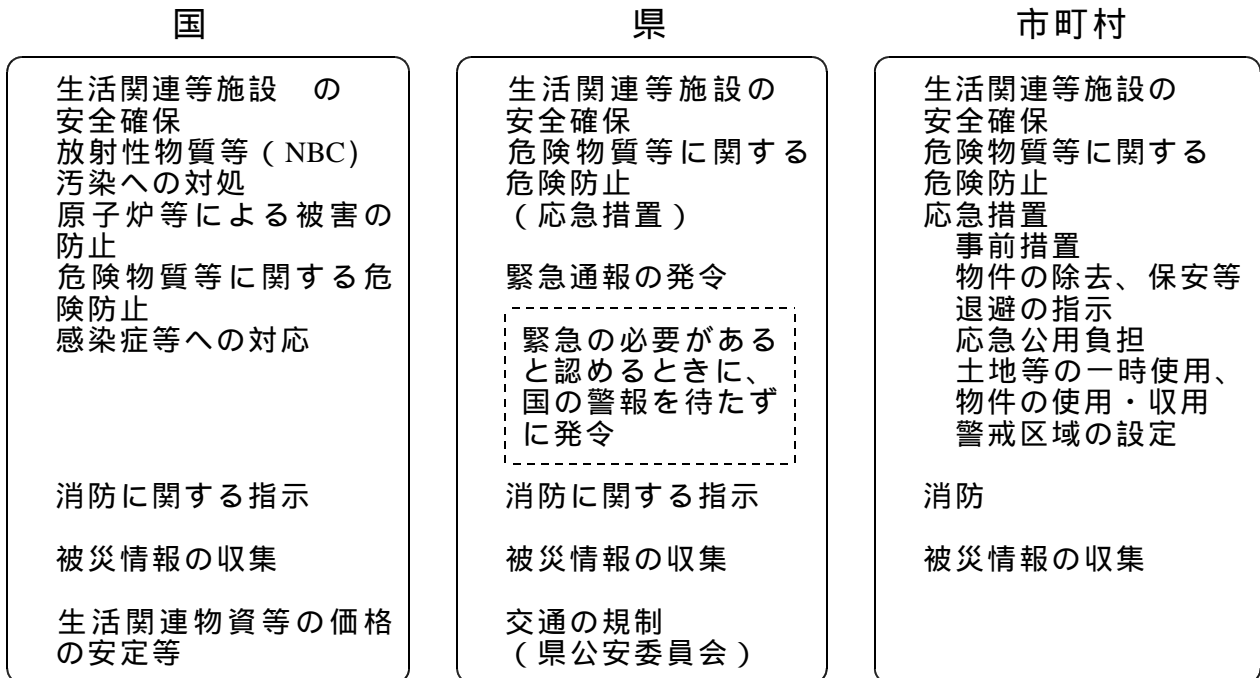


## 2 救援の措置

< 救援の措置のフロー >



## 3 武力攻撃災害への対処・国民生活の安定等



### 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しく  
 支障をおよぼすおそれがある施設  
 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設

(発電所、浄水施設、鉄道施設、ダム、危険物質等の取扱所など)

## 第4編 復旧等

### 応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、費用の支弁等

#### 1 応急の復旧

管理する施設・設備の緊急点検等

通信機器の応急復旧

国に対する支援要請（市町村の場合は、県に対する支援要請） 人員や資機材等

ライフライン施設（水道、電気、ガス、通信等）の応急復旧

#### 2 武力攻撃災害の復旧

国において財政上の措置等本格的復旧に向けた所要の法制を整備

国の示す方針に基づき、管理する施設・設備の復旧を実施

#### 3 費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用は、原則として国が負担

（支弁した費用について、国に対し負担金を請求）

損失補償、実費弁償及び損害補償

	対象となる処分等	実施機関
損失補償	救援のための 物資の収用及び保管命令、 土地等の使用	県
	武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用、土石、竹木等の使用及び収用	県 市町村
実費弁償	救援のための医療の実施の要請	県
損害補償	国民保護措置（避難住民の誘導、救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等）の実施に必要な援助の協力要請	県 市町村

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 大規模テロ等への対応

基本的に、武力攻撃事態等への対処(国民保護措置)に準じて実施 緊急対処保護措置

緊急対処事態の場合、警報は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を対象に通知・伝達することとなる。